

公 告

奈良県総合医療センター患者呼出システム導入業務について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

平成29年7月20日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
院長 菊池 英亮

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県総合医療センター患者呼出システム導入業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の内容

奈良県総合医療センター患者呼出システム一式の導入について、以下の「提案システムの範囲」に記載されたシステムに関する各業務。

- ・患者呼出システム設計・構築業務
- ・患者呼出システム情報機器設定・設置業務
- ・患者呼出システム導入に伴う教育・訓練
- ・患者呼出システム導入に伴うテスト・リハーサル
- ・患者呼出システム本稼働に伴うサポート
- ・患者呼出システム運用保守業務
- ・上記対応に必要な施工

提案システムの範囲

患者呼出システムに係る提案依頼の範囲は、以下のとおりとする。

部門	システム	機能	区分 ●：今回提案範囲 □：連携範囲
基幹	電子カルテシステム	患者基本情報管理	□
医事部門	医事会計システム	会計情報	□
その他部門	自動機器システム	再来受付機（4台）	●
		呼出機自動発行機（4台）	●
		呼出機（800台）	●
		呼出機用ホルダー（1,000台）	●
		呼出機充電装置（4台）	●
		呼出機回収マガジン（推奨台数）	●
		呼出機搬送用ワゴンマガジン（推奨台数）	●
	各科受付機（推奨台数）※	●	
その他	患者呼出システム	●	

※各科受付機については、提案システムにて必須の場合は、提案範囲内とする。

(3) 上限金額

96,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限金額とする。

※ただし、上記金額を超える場合であっても大幅な導入効果が見込まれる場合は、この限りではない。

(4) 履行場所

名称：奈良県総合医療センター

住所：奈良市七条西町二丁目地内

(5) 導入の時期等(予定)

① 導入期間は、契約締結日から本稼働日までとする。

② 本稼働は、発注者の指定日とし、決定し次第すみやかに伝える。

③ 本稼働日には無償にて立ち会い、サポートすること。

④ 設置場所は、当センターと十分に協議をして決めること。

⑤ システムは、本稼働3カ月前から、全体教育訓練ができるようにすること。また、本稼働2カ月前から、本番環境下での操作訓練、運用確認(ミニリハーサルも含む)を想定しているため、上記に必要対応を行い、機器は、必要な場所に設置し、連携してテストが出来る環境にすること。

⑥ 保守サポートは、本稼働日から可能な体制を組むこと。

⑦ 納入期限及び検収について

納入期限は、本稼働日とする。

検収は、成果物納品明細書と検収依頼書及び品質保証書を受けて、検収テスト計画書に従ったテストを実施後、合否判定を行う。

判定結果は、検収実施後、2週間以内に通知する。

検収テスト合格後2週間以内に受託提案ベンダは作業完了報告書を提出すること。

最終検収日(予定)は、協議とする。

(6) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条第1項ただし書各号に該当する者であるときは契約保証金を免除します。

2 応募資格

本業務の受注者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加有資格者で、営業種目：「G4(その他機器類)」で登録している者であること。(企画提案書類提出時点において登録が認められている場合は可とする。)

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。

(5) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過し

ない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

- (6) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記2 応募資格に定めた要件が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書類を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 受付期限までに企画提案書等、所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、当センターが不正な行為があったと判断したとき。

4 手続等

(1) 問い合わせ先

〒631-0846

奈良市平松一丁目30番1号

奈良県総合医療センター 新センター開設推進部 新センター開設推進課

電話番号 0742-46-6001（内線2710）

メールアドレス sogo-junbi@nara-pho.jp

(2) 奈良県総合医療センター患者呼出システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）及び奈良県総合医療センター患者呼出システム導入業務仕様書（以下、「仕様書」という。）の配付期間及び配付場所等

ア 配付期間 公告日から平成29年7月27日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く）。

なお、配付を希望する者は、希望日時を上記4（1）問い合わせ先に事前

に電話にて連絡すること。

- イ 配付場所 上記4（1）問い合わせ先に同じ。
- ウ 配付資料
 - ・実施要領
 - ・仕様書
 - ・参加申請書（様式1）
 - ・貴社概要（様式2）
 - ・守秘義務の遵守に関する誓約書（様式3）
 - ・貸与資料受領証（様式4）
 - ・質問書（様式5）
 - ・辞退届（様式6）
 - ・業務実施体制（様式7）
 - ・配置要員経歴（様式8）
 - ・提案ソフトウェア等一覧表（様式9）
 - ・ラック搭載図・設置諸元表（様式10）
 - ・システム機能確認書（様式11）
 - ・見積書（様式12）
 - ・積算内訳書（様式13）
 - ・運用・保守見積書（様式14）
 - ・企画提案書背表紙（様式98）
 - ・企画提案書提出物確認表（様式99）

（3）その他

参加申請書の提出、質問の受付、企画提案書類の提出、プレゼンテーション、留意事項については、実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

実施要領に示すところによる。

6 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- （1）役員等が暴力団員であるとき。
- （2）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- （3）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （6）本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- （7）本契約に係る下請契約に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、当センターが当センターとの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記6の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったときは、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなった場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。

なお、上記6中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

8 その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類は返却しない。